

山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン

(令和7年度版)

令和7年4月

山 梨 県

はじめに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)が平成17年4月1日に施行された。平成26年6月には、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の確保と中長期的な育成・確保を目的に品確法が一部改定され、さらに、令和元年6月には、頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上など新たな課題に対応するため、品確法が改定されました。また、品確法第22条に規定されている「発注関係事務の運用に関する指針」(運用指針)が令和2年1月30日に「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において申し合わせが行われ改訂された。これに伴い国、都道府県、市区町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととされた。

山梨県においては、品確法に基づく総合評価落札方式による工事発注を順次拡大すべく、平成17年度より試行を重ね、平成19年3月には「山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン」を策定し、「総合評価実施要領」等の関係基準と併せ、総合評価落札方式の円滑な執行に努めてきた。

令和元年10月及び令和2年4月に、改正された品確法に基づき本ガイドラインを改正、運用してきたところであるが、今後も、その効果や問題点について引き続き検証していく必要があることから、これまでの実施結果と、山梨県総合評価委員会の審議を踏まえ、本ガイドラインを運用していくこととした。

今後も、総合評価落札方式の活用状況や効果、運用上の問題点等の検証を続け、本ガイドラインの内容についても逐次改善を図っていく予定である。

目 次

1. 総合評価落札方式の概要	P 1
1－1 総合評価落札方式の意義	
1－2 総合評価落札方式の範囲	
1－3 総合評価落札方式の種類	
(1) 特別簡易型	
(2) 簡易型	
(3) 標準型	
(4) 高度技術提案型	
1－4 総合評価落札方式の経過	
1－5 総合評価の対象工事の選定	
(1) 工事規模と技術的難易度による適用範囲	
(2) 工事の技術的難易度表	
1－6 総合評価方式の主な手順	
2. 評価項目と評価基準の設定	P8
2－1 「簡易型」の施工計画に関する評価項目、評価方法	
(1) 施工計画	
(2) 施工計画の評価方法	
① 数値方式	
② 判定方式	
(3) 評価項目及び評価点数	
2－2 技術者に関する評価項目	
(1) 配置予定技術者の能力	
(2) 配置予定技術者のヒアリング	
2－3 企業に関する評価項目	
(1) 企業の施工実績	
(2) 企業の信頼性、社会性	
2－4 「標準型」及び「高度技術提案型」の技術提案及び評価項目等	
(1) 標準型	
(2) 高度技術提案型	
(3) 標準型・高度技術提案型の技術提案・共通	
① 総合的なコストの縮減に関する技術提案	
② 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	
③ 社会的要請への対応に関する技術提案	

3. 技術提案等の取扱い	-----	P17
3-1 技術提案の担保		
3-2 工事成績評定		
(1) 加点		
(2) 減点		
4. 総合評価による落札者の決定方法	-----	P18
4-1 評価値の算定方法		
4-2 落札者の決定基準		
5. 学識経験者からの意見聴取	-----	P20
5-1 意見聴取の目的		
5-2 意見聴取の時期		
5-3 意見聴取の方法		
6. その他	-----	P21
6-1 情報公開		
(1) 入札前		
(2) 入札後		
6-2 苦情処理		

1. 総合評価落札方式の概要

1-1 総合評価落札方式の意義

公共工事に関しては厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が増加するとともに、工事中の事故や手抜き工事といった粗雑工事の増加や下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に対する懸念が高まっている。

こうした背景を踏まえ、公共工事の品質の確保と向上を目的に平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして、総合評価方式の適用を掲げている。

公共工事の品質確保を図るため、総合評価方式では発注者が競争参加者の技術的能力の評価を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては価格に加え、技術提案の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則となる。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の県民に利益がもたらされることが期待される。

また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

1-2 総合評価落札方式の範囲

総合評価落札方式は、特に小規模な工事等で、その内容に照らして総合評価落札方式を適用する必要がない工事及び災害復旧など緊急性を要する工事を除き、すべての公共工事において適用することを基本とする。

技術的な工夫の余地が大きい工事においては技術提案を求め、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては簡易な施工計画の提案を求め「価格以外の要素」として価格との総合評価を行う。

1-3 総合評価落札方式の種類

総合評価落札方式のタイプは、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型がある。

(1) 特別簡易型

特別簡易型は、技術的工夫の余地が小さく、発注者が示す仕様の範囲内において適切で確実な施工を行う能力を求める工事のうち、比較的小規模で、施工上の工夫を求める余地の少ない工事に適用する。

技術力の評価は、「配置予定技術者の能力」、「企業の施工実績」、「企業の社会性・信頼性」等の客観的な項目により行い、価格と合わせて総合評価を行う。

特別簡易型には、「配置予定技術者の能力」の評価を行わない「特別簡易型（Ⅰ）」と「配置予定技術者の能力」の評価を行う「特別簡易型（Ⅱ）」がある。

(2) 簡易型

簡易型は、技術的工夫の余地が小さく、発注者が示す仕様の範囲内において適切で確実な施工を行う能力を求める工事のうち、特別簡易型以外の工事に適用することとし、特別簡易型の評価項目に加え、簡易な施工計画の提案を求め、技術力と価格で総合評価を行う。

簡易型には、施工計画を1項目求める簡易型(25)と2項目を求める簡易型(30)がある。

(3) 標準型

標準型は、技術的・施工上の工夫の余地が大きく、発注者が示す標準的な仕様に対し、社会的要請の高い特定の課題等について技術提案を求めることにより民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用し、技術力と価格で総合評価する。

1)WTO対象以外の工事について

技術力の評価は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」、「高度な技術力」により行う。

2)WTO対象工事について

WTO 標準型として扱い、技術力の評価は、外国企業も入札に参加するため「企業の技術力」「企業の信頼性・社会性」のような企業の実績等に関する項目は評価せず、「高度な技術力」のみにより行う。

(4) 高度技術提案型

特に技術的な工夫の余地が大きい工事において、工事内容を実現するための高度な技術提案を求め、技術力と価格で総合評価を行う。

構造物の品質の向上を図るため強度、耐久性、景観、ライフサイクルコスト等において提案を求める外、配置予定技術者・企業の施工実績等の技術資料を求め、技術力と価格で総合評価を行う。

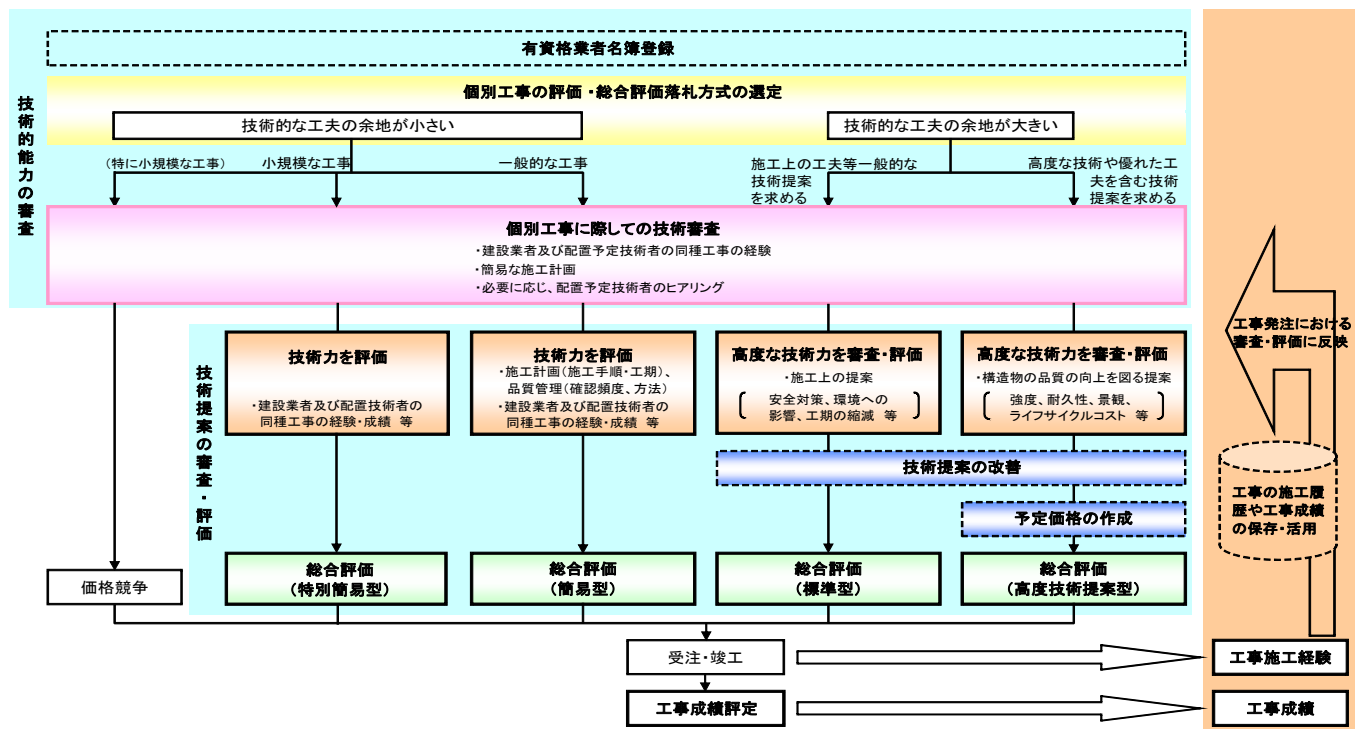


図 公共工事における技術力の評価・活用

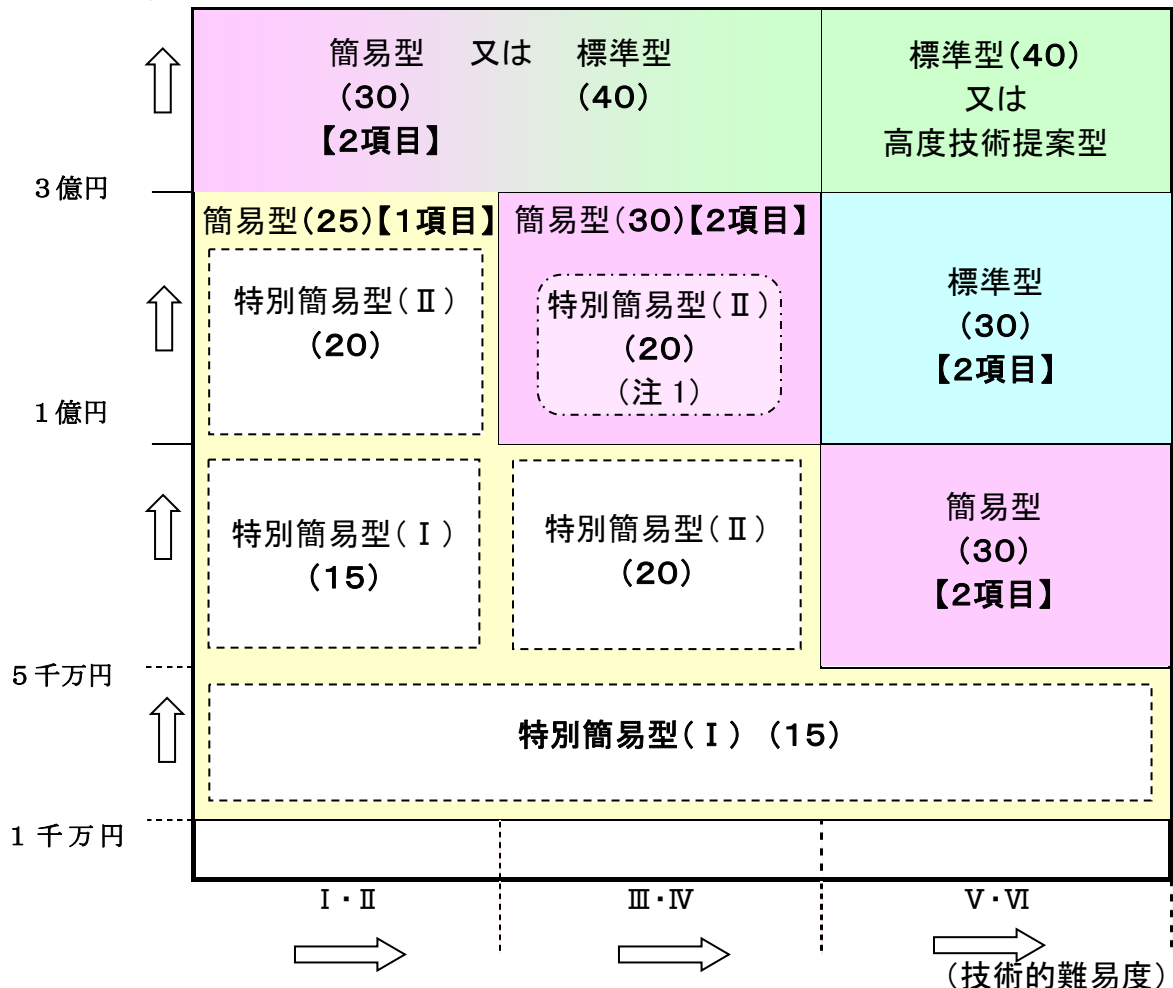
1-4 総合評価落札方式の経過

- 平成18年2月 簡易型で試行
- 平成19年3月 「山梨県公共調達改革プログラム」策定
- 平成19年度 簡易型で本格実施、標準型の試行、総合評価委員会設立
- 平成20年度 特別簡易型導入、県内下請け審査型の試行
- 平成21年度 特別簡易型Ⅰ型、Ⅱ型導入、アスファルト舗装工事(施工体制評価型)」の試行
- 平成22年度 WTO標準型を設定、実施
- 平成23年度 簡易型で技術者ヒアリングを実施(県土整備部)
- 平成24年度 特別簡易型(Ⅰ)(Ⅱ)の適用規模を4千万から5千万へ引上げ
- 平成25年度 「解体工事(施工体制評価型)」の試行、若手技術者の育成評価項目を追加
- 平成29年度 加算点の見直し(簡易型(25)、特別簡易型(Ⅱ)、特別簡易型(Ⅰ))。
- 令和元年10月 技能者の登録評価項目を追加(県土整備部土木一式工事)
- 令和元年12月 災害復旧工事を総合評価で実施する場合、特別簡易型(Ⅰ)を適用。
- 令和2年度 若手技術者の育成を全ての工種で評価、ICT・週休2日実績評価項目追加に伴い落札者決定基準の見直し。
- 令和2年5月 新型コロナウイルス感染症の影響による暫定措置(技能者の登録評価停止・CPD取組状況の評価基準緩和)
- 令和3年度 週休2日制度適用実績の評価を特別簡易型(Ⅰ)に対象拡大(総合評価全型式で評価)、ボランティア活動の実績を評価項目から削除、技能者の登録評価を再開
- 令和3年12月 技術的難易度Ⅰ・Ⅱの適用タイプ選定方法の見直し
- 令和4年度 工事成績(企業・配置予定技術者)の企業の技術力における評価基準の見直し
- 令和5年4月 週休2日制の適用及びICT施工技術の活用における評価基準の見直し
- 令和5年10月 本店所在地の評価基準見直し。新規雇用実績の評価項目追加
- 令和6年4月 技術的難易度Ⅲ・Ⅳの適用タイプ選定方法の見直し
工事成績(企業・配置予定技術者)の評価基準の見直し
- 令和7年4月 「技能者の登録」の評価項目削除

1-5 総合評価の対象工事の選定

総合評価落札方式の実施にあたり適用する工事及び適用するタイプは次のとおりとし、当該工事の規模、技術的難易度、施工上の課題等(社会的要請、コスト縮減、工事目的物の性能、機能の向上)を考慮して選定する。

(1) 工事規模と技術的難易度による適用タイプ (工事規模)



※()内は、加算点の満点の目安

【 】内は、求める施工計画の数

(注1): 対象工事は別途「実施要領」に定める。

総合評価方式を適用するタイプは、公共工事の特性(技術的な工夫の余地)に応じて、簡易型(25)、簡易型(30)、標準型、高度技術提案型のいずれかの方式を選択することを基本とするが、上記の区分表により、特別簡易型(Ⅰ)、(Ⅱ)を選択できるものとする。ただし、災害本復旧工事等地域性や技術力、緊急性を考慮する場合は、金額、難易度に関係無く、特別簡易型(Ⅰ)を適用するものとする。上記の区分表は、それぞれ隣接する区分を適用することを妨げるものではない。なお、WTO 案件については、その適用について別途決定する。

(2) 技術的難易度表

工事の技術的難易度については「山梨県工事技術的難易度評価実施要領」に基づき事業分類及び工事区分別にⅠ～Ⅵにて評価されるもので、技術的難易度(Ⅰ～Ⅵ)の範囲は以下のとおりである。

「工事区分別技術的難易度対応表(土木工事)」

事業分類	工事区分(構造物分類・構造形式・工法分類)	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1.河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進工法)、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			易	やや難	難	
2.下水道	管渠(開削工法・推進工法)、ポンプ場・処理場		易	やや難	難		
	管渠(シールド工法、トンネル工法)			易	やや難	難	
3.砂防・治山・地滑り	流路工、治山ダム、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策、山腹工、急傾斜地崩壊対策		易	やや難	難		
4.ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
5.道路	舗装、道路付属施設、切土工、盛土工、斜面安定・法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報 Box、シールド、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進工法、開削工法)、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝・CAB、林道開設		易	やや難	難		
	トンネル(山岳トンネル、シールド工法、開削工法)、共同溝(シールド工法)			易	やや難	難	
	トンネル(沈埋工法)				易	やや難	難
6.公園		易	やや難	難			
7.農業農村整備	ほ場整備(区画整理)、畑地かんがい(管路)、ため池(盛立(築堤)、取水施設、洪水吐、付帯工)、コンクリート二次製品水路	易	やや難	難			
	畑地かんがい(ファームポイント・機場・自動制御)、ため池(新設)		易	やや難	難		

「設備区分別技術的難易度対応表(土木工事に係る電気通信設備工事)」

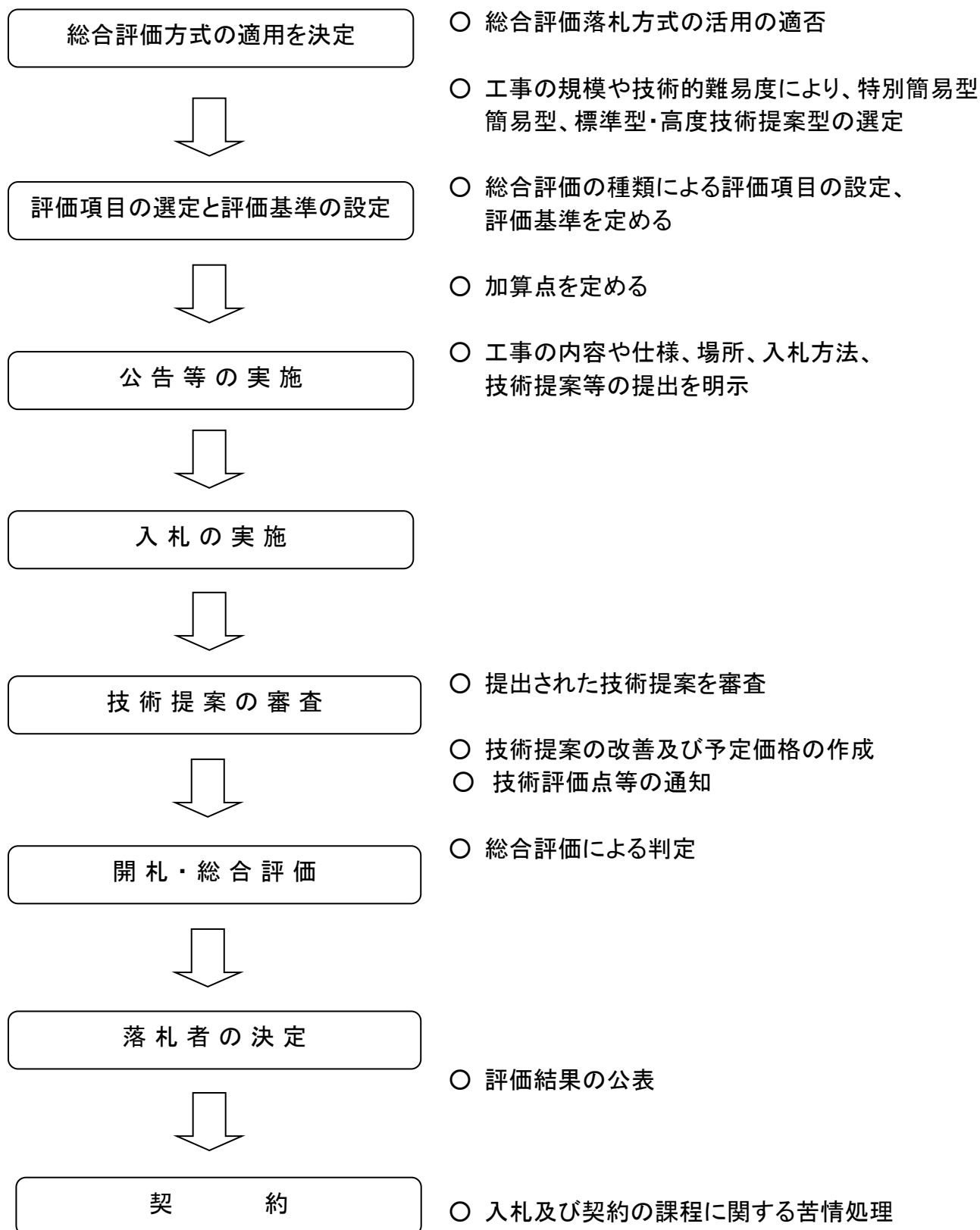
設備区分	構造物分類	I	II	III	IV	V	VI
1.河川電気通信設備	河川本川、河川堤防、その他河川一般	易	やや難	難			
	樋門・樋管、揚排水機場、堰		易	やや難	難		
2.砂防・地滑り電気通信設備	砂防一般		易	やや難	難		
3.ダム電気通信設備	ダム周辺、その他ダム一般	易	やや難	難			
	堤体本体、湖水			易	やや難	難	
4.道路電気通信設備	道路附属施設、情報Box、シート、維持管理、その他道路一般	易	やや難	難			
	トンネル、電線共同溝・CAB、地下駐車場、アンダーパス、地下道		易	やや難	難		
	橋梁、共同溝			易	やや難	難	
5.公園電気通信設備	公園一般	易	やや難	難			
6.下水道電気・機械設備	電気設備、機械設備		易	やや難	難		

※「〇〇一般」には、中継所施設を含むものとする。

「建物機能別技術的難易度対応表」

建物機能分類	建物例	I	II	III	IV	V	VI
1.簡易	倉庫、車庫等	易	やや難	難			
2.一般	庁舎、学校、体育館、研修所、共同住宅、寄宿舎等		易	やや難	難		
3.特殊	美術館、図書館、病院、集会場等			易	やや難	難	特に難

1-6 総合評価方式の主な手順



2. 評価項目と評価基準の設定

選定した総合評価落札方式のタイプならびに工事の内容に応じて、評価項目、さらに各評価項目の評価基準、加算点や評価点の設定を行う。

総合評価落札方式のタイプ別、加算点の標準と設定範囲は次のとおりとし、個別工事ごとに設定範囲内で加算点を決定する。

総合評価の種類		設 定 範 囲
特別簡易型(Ⅰ)		15点
特別簡易型(Ⅱ)		20点
簡易型(25)		25点
簡易型(30)		30点
標準型	WTO型以外	30点, 40点
	WTO型	40点 ~ 60点
高度技術提案型		40点 ~ 60点

2-1 「簡易型(25)、(30)」の施工計画に関する評価項目、評価方法

施工計画で提案を求めるため設定する評価項目は、下表5項目から1～2項目を選択するものとする。

(1) 評価項目

評 価 対 象	評 価 項 目
1. 工程管理に係わる項目	左記の評価対象から1～2項目を選択し、具体的な内容を設定する。
2. 品質確保に係わる項目	
3. 施工上の課題に係わる項目	
4. 安全管理に係わる項目	
5. 施工上配慮すべき項目	

(2) 評価基準

評 価 基 準
現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる。
現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる。
現場条件を踏まえ適切である。
未記入、または不適切である。(欠格)

(3) 施工計画の作成方法

施工計画は、設定された評価項目に対し、入札参加者の過去の工事経験等から、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について記述するものとする。

(4) 施工計画の評価方法

提案された施工計画の評価方法については、提案項目の特性を踏まえ、数値方式による定量的な評価方法、又は判定方式により施工計画の評価を行う。

また、提案項目ごとに必要に応じて最低限の要求要件を設けて、この要求要件を満たしている場合のみに得点を与え、満たしていない場合には加点しない方法もある。

① 数値方式

提案について達成目標を数値化して求める方式で、提案された性能等の数値の達成度により、評価点を付与する方法。

② 判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、評価基準のいずれに該当するかを判定する方式。

(5) 評価項目及び評価点

評価点は評価の基準を参考に工事ごとに定める。

簡易型における施工計画について項目毎の配点は、10点、5点、0点とする。特に技術力を評価する必要がある場合は、20点、15点、10点、5点、0点とすることができる。

共通項目について、共同企業体(JV)の場合は参加企業の全てを評価し、事故及び不誠実な行為の減点についても同様に参加企業の全てを評価する。

評価項目のうち、入札参加要件となっている項目については、原則的には選択しない。

2-2 技術者に関する評価項目

(1) 配置予定技術者の能力

配置予定技術者の能力	
1 資格	1級土木施工管理技士等又は同等以上の資格を有するもの
	上記以外の工事施工等に係わる資格
2 同種工事の施工実績	主任技術者(監理技術者)として同種工事の実績あり
	監理技術者補佐又は担当技術者として同種工事の施工実績あり
	同種工事の施工実績なし
3 優良工事技術者表彰	表彰の実績 あり
	表彰の実績 なし
4 工事成績 工事成績評定点の平均点 (山梨県発注工事)	82点以上
	80点以上82点未満
	78点以上80点未満
	72点以上78点未満
	72点未満又は成績実績なし
5 継続教育(CPD)の 取組状況	取組状況が優良
	取組なし又は取組状況が上記未満

(2) 配置予定技術者のヒアリング

配置予定技術者の技術力を評価するにあたり、必要に応じ、技術者に対するヒアリングを実施するものとする。

配置予定技術者のヒアリング	
6 技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる
	その他
7 当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる
	当該工種について適切に理解している
	その他
8 技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である
	その他

2-3 企業に関する評価項目

(1) 企業の施工実績

企業の施工実績	
1 同種工事の施工実績	都道府県または国機関の同種工事の施工実績あり
	市町村・公営企業等などの同種工事の施工実績あり
	同種工事の施工実績なし
	2 工事成績
	当該工種での過去の工事
	成績評定点の平均点
	(山梨県発注工事)
	82点以上
	80点以上82点未満
	78点以上80点未満
	72点以上78点未満
	72点未満又は成績実績なし
	過去2ヶ年度のそれぞれの平均点が60点未満 または、前年度以降に おいて55点未満の工事成績がある者
	3 優良工事表彰
	特別表彰 あり
	表彰 あり(特別表彰との重複はしない)
	表彰はされなかったが、評価要件を満たす工事の実績あり(表彰との 重複はしない)
	表彰の実績 なし
4 事故及び不誠実な行為	指名停止(3ヶ月以上)
	指名停止(1ヶ月以上3ヶ月未満)
	指名停止(1ヶ月未満)
5 ISO認証取得状況	ISO9001又は14001の認証を取得済み
	認証を未取得

企業の施工技術	
6 ICT施工技術の活用	活用 あり
	活用 なし

(2) 企業の信頼性、社会性

地域精通度	
7 地理的条件(企業) (近隣地域での施工実績)	施工実績 あり
	施工実績 なし
8 地理的条件(配置予定技術者) (近隣地域での施工実績)	施工実績 あり
	施工実績 なし
9 本店所在地 ※入札参加資格が 「土木一式工事」以外の場合	工事箇所と同一の市町村内に本店を有する
	工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する
	県内に本店を有する
	その他
9 本店所在地 ※入札参加資格が 「土木一式工事」の場合	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内かつ同一の市町村内に本店を有する
	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内に本店を有する
	県内に本店を有する
	その他

地域貢献度	
10 災害協定等の締結 ※入札参加資格が 「土木一式工事」、 「舗装工事」以外の場合	協定の締結 あり
	協定の締結 なし
10 災害協定等の締結 ※入札参加資格が 「土木一式工事」、 「舗装工事」の場合	①「災害時における応急対策業務に関する基本協定」 (（一社）山梨県建設業協会)の締結あり
	②上記①以外の山梨県地域防災計画に掲載される各種協定の 締結あり
	③対象協定の締結なし(上記①、②以外)
11 災害協定の締結 (広域応援)	協定の締結 あり
	協定の締結 なし
12 防疫対策協定の締結	協定の締結 あり
	協定の締結 なし
13 土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績	受託実績 あり
	受託実績 なし
14 除雪業務委託の実績	受託実績 あり
	受託実績 なし
15 耕作放棄地等の解消	実績 あり
	実績 なし
16 その他の地域貢献	活動実績等 あり
	活動実績等 なし

企業の取り組み		
	17 若手技術者の育成	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置 あり
		国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置 あり
		若手技術者を担当技術者として配置 なし
	18 新規雇用の実績	学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績あり
		上記条件の雇用実績なし

2-4 「標準型」及び「高度技術提案型」の技術提案及び評価項目等

(1) 標準型

標準型に係る評価項目について求める技術提案は、「(3)標準型・高度技術提案型の技術提案・共通」を参考に定め、その外の評価項目は共通項目から選択する。

なお、WTO標準型に係る評価項目について求める技術提案は、「(3)標準型・高度技術提案型の技術提案・共通」を参考に定める。

(2) 高度技術提案型

高度技術提案型に係る評価項目について求める「(3)技術提案は標準型・高度技術提案型の技術提案・共通」を参考に定め、その外の評価項目は共通項目から選択する。

(3) 標準型・高度技術提案型の技術提案・共通

標準型及び高度技術提案型で求める技術提案については下表①、②、③を参考に工事特性に応じて工事ごとに技術提案を求める。

標準型及び高度技術提案型で求めた技術提案については、意見聴取する学識経験者の意見を聴いて評価方法を定め、行政の担当者が評価する。

ただし、特殊で高度の技術を必要とする場合は専門家を評価者に加え適切な評価を行う。

① 総合的なコストの縮減に関する技術提案

評価項目	評価基準
総合的なコストの縮減に関する	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案内容について ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価
技術提案内容	具体的な評価項目例 ・ 構造物の維持管理費 ・ 補償費の支出額 等

② 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案

評価項目	評価基準
工事目的物の性能、機能の向上に関する	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容について ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価
技術提案内容	具体的な評価項目例 ・ 構造物の耐久性の向上 ・ 舗装構造提案による走行騒音値 等

③ 社会的要請への対応に関する技術提案

評 価 項 目	評 価 基 準
社会的要請への対応に関する 技術提案内容	社会的要請への対応(環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、リサイクル対策)に関する技術提案内容について ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価
	具体的な評価項目例 ・ 施工騒音の低減値 ・ 交通規制の短縮日数 ・ 歩行者用通路幅 等

3. 技術提案等の取扱い

入札参加者から技術提案等を求める場合、技術提案等自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることの無いようにすること、また提案者の了解を得ることなく提案の一部のみを採用することの無いようにすることなど、公務員の守秘義務等に則り、その取り扱いについて適正に対応すること。

ただし、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく県が発注する工事に無償で利用できるものとし、技術提案等を求める場合はあらかじめ入札説明書等でその旨を明記する。

なお、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

3-1 技術提案の担保

総合評価方式で、採用された施工計画や技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するため、契約時に設計図書とする。

実際の施工に際しては、施工計画や技術提案の内容に応じた施工方法により施工し、技術提案等を満たす施工を行わせるものとする。

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。

また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、必要に応じて、契約金額の減額や工事成績評点を減ずる措置等を行う。

なお、技術提案等に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償の請求等を行う。

3-2 工事成績評定

総合評価方式で採用された技術提案（簡易な施工計画等も含む）は契約内容となるため、竣工検査等の対象となる。よって、「山梨県建設工事成績評定要領」に基づき、的確に工事成績に反映する。

(1) 加点

総合評価で求めた技術提案は落札者決定後に契約事項となることから、提案事項を履行することが標準であり、履行したことのみをもって加点することとはならない。但し、技術提案の履行により著しい成果が得られた場合については、工事成績評定要領の高度技術・創意工夫で加点をすることができることとする。

なお、加点する場合は、発注機関内で合議の上、第一次評定者が加点するものとする。

(2) 減点

総合評価で求めた技術提案について、技術提案の内容を満たすことができなかった場合は工事成績評定の減点を行う。

減点については、発注機関内で合議の上、達成していない提案項目数に応じて、「法令遵守等」の“総合評価による減点”にて行う。

4. 総合評価による落札者の決定方法

入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする事で、「価格」と「価格以外の要素」を総合評価する。

また評価値の算出方法は“除算方式”とし、以下により落札者を決定する。

4-1 評価値の算定方法

- 1) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の標準点と加算点の合計である技術評価点を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

なお、標準点は100点とする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \\ &\quad \times 100,000,000 \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \\ &\quad \times 100,000,000 \end{aligned}$$

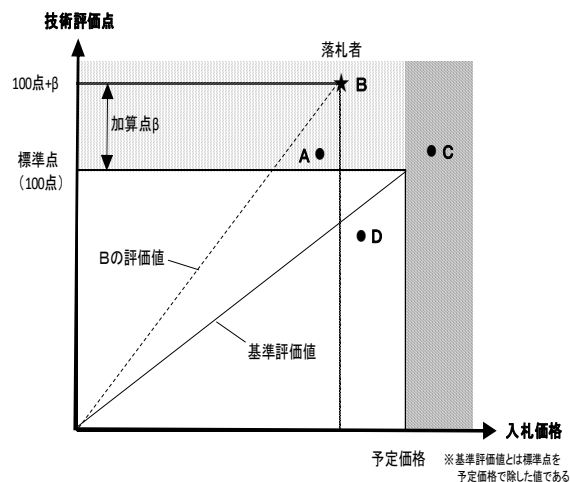


図4-1 総合評価落札方式の評価値算出のイメージ

- 2) 特別簡易型(Ⅰ)、(Ⅱ)、簡易型(25)、(30)、標準型、高度技術提案型の加算点については、「企業の技術力」及び「企業の信頼性社会性」の評価項目ごとに評価を行い、評価項目ごとの得点合計の最高の者に加算点の満点を与え、他の者はそれぞれの評価点の合計に応じ按分して求められる点数を加算点として与える。

加算点の満点は、総合評価落札方式のタイプ別の設定範囲内で工事ごとに定める。

$$\text{加算点} = (\text{評価点の合計} / \text{評価点の合計の最高点}) \times \text{加算点の満点}$$

除算方式による技術評価点の計算例(参考)

標準点(基礎点) (a)	100		
評価点の満点 (b)	30		
加算点の満点 (c)	20		
入札者名	A社	B社	C社
評価点 (d)	28	14	22
加算点 (e) = (c) × (d) / (dmax)	20. 0	10. 0	15. 7
技術評価点 (f) = (a) + (e)	120. 0	110. 0	115. 7

※〈技術評価点〉=〈標準点+加算点〉

- 3) WTO 標準型の加算点については、「高度な技術力」の評価項目ごとに評価を行い、評価項目ごとの得点の合計を加算点とする。

4-2 落札者の決定基準

入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性、社会性」をもって入札に参加し、次の①②及び③の要件に該当する者のうち、総合評価により得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ① 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。なお、標準点は100点とする。
$$\text{基準評価値} = \text{標準点} \div \text{予定価格} \times 100,000,000$$
- ③ 入札価格が、低入札価格調査における調査基準価格を下回った者は次の要件を満たしていること。
 - ③-1 評価点の合計が参加者全員の平均点の80%を下回らないこと。
 - ③-2 次の4項目を全て満たすこと。
 - 1、入札価格と入札に際し提出される工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）の工事価格が同額であること。
 - 2、工事費内訳書の各経費の合計額が、工事費内訳書の工事価格と同額であること。
 - 3、工事費内訳書内において、経費の内訳に不明確な値引等の表示がないこと。
 - 4、低入札調査基準価格の95%を下回らないこと。

* WTO 対象工事については③は対象としない。

* 調査基準価格については、低入札価格調査実施要領を参照のこと。

5. 学識経験者からの意見聴取

5-1 意見聴取の目的

発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、「学識経験を有する者」からの意見聴取を行う。

5-2 意見聴取の時期

総合評価落札方式における標準的な手順に従い、落札者決定基準及び落札者の決定について意見聴取を行うこととし、意見聴取のタイミングは、下記のとおりとする。

- ① 総合評価方式の落札者決定基準を定めようとするとき。
- ② 総合評価方式による落札者を決定しようとするとき。

上記以外のときにも必要に応じ意見聴取を行うことができるものとする。

②については、地方自治法施行令第167条の10の2第5項の規定により、各学識経験者の了解に基づき省略できるものとする。

5-3 意見聴取の方法

総合評価落札方式における学識経験者による意見聴取については簡易型では2名以上の学識経験者より直接意見聴取することを原則とする。なお、「山梨県総合評価委員会」の了解を得た上で、より簡便な方法で意見聴取することもできるものとする。

標準型及び高度技術提案型では必要に応じて、専門分野の学識経験者からも意見を聴くことができるものとする。

6. その他

6-1 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

(1) 入札前

総合評価方式の適用工事では、公告及び入札説明書等において以下の事項を明記する。

- ① 総合評価方式の適用の旨
- ② 入札の評価に関する基準(評価項目、評価基準及びその得点配分)
- ③ 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- ④ 技術提案等が履行できなかった場合の措置

(2) 入札後

落札者の決定後は「総合評価結果」を公表する。

公表する内容は様式に従い、参加者の入札金額、低入札の有無、失格基準の合否、総合評価値とする。

6-2 苦情処理

入札参加資格について、技術資料等の審査により、参加資格がないと認められた者から苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。

また、技術資料の評価については、「価格以外の評価結果」及び加算点を公表し、苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。

附 則

1 本ガイドラインは、平成19年4月1日から適用する。

2 平成20年 4月 1日 一部改正	16 平成28年 4月 1日 一部改正
3 平成20年11月 1日 一部改正	17 平成29年 4月 1日 一部改正
4 平成21年 4月15日 一部改正	18 平成30年 4月 1日 一部改正
5 平成21年 8月 1日 一部改正	19 令和 元年10月 1日 一部改正
6 平成22年 4月 1日 一部改正	20 令和 2年10月 1日 一部改正
7 平成22年 5月20日 一部改正	21 令和 3年 4月 1日 一部改正
8 平成22年10月 1日 一部改正	22 令和 3年12月 1日 一部改正
9 平成23年 5月 2日 一部改正	23 令和 4年 4月 1日 一部改正
10 平成24年 4月 1日 一部改正	24 令和 5年 4月 1日 一部改正
11 平成24年10月 1日 一部改正	25 令和 5年10月 1日 一部改正
12 平成25年 4月 1日 一部改正	26 令和 6年 4月 1日 一部改正
13 平成25年10月 1日 一部改正	27 令和 7年 4月 1日 一部改正
14 平成26年 4月 1日 一部改正	
15 平成27年 4月 1日 一部改正	